

令和元年度事業計画

我が国の経済は、緩やかな回復を続け「いざなぎ景気」の記録を抜いたとみられます。活発な企業活動と海外経済が好景気をけん引していますが、個人消費の伸び悩みもあり国民の暮らしに実感として浸透していないところです。昨年からの米中貿易摩擦で世界経済に陰りがみられるほか、本年10月に予定されています消費税10%への引き上げが迫るなど回復維持を脅かすリスクは増していますが、県内では有効求人倍率は全国平均を超える依然高い状況で、幅広い産業で人手不足が続いています。

このような状況の中で、企業を退職した65歳以降の高年齢者の多様な就業機会の確保と地域社会で活躍できるよう環境を整備していくことが重要となっています。シルバー人材センターでは、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図る役割を担っており、労働人口が減少している現在、高齢者の皆さんの持っている知識や経験を生かして「地域のためにひと踏ん張り」して頂き、会員一丸となって地域社会への貢献、期待に応えることが必要と考えます。

国においては、シルバー人材センターにおける人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を推進していくため「高齢者活用・現役世代サポート事業の充実が図られており、高齢法第39条による業務の拡大地域においても全国の30を超える県において知事の指定を受け、人手不足分野でのシルバー派遣事業や職業紹介事業等において、高齢者の就業環境の改善が図られています。

しかしながら、全国的にシルバー会員は減少傾向にあり、県内の各センターにおいても会員の減少に歯止めがかからない状況であり、会員の確保、就業開拓による会員の定着が急がれます。

このような状況に対応していくためにも高齢者活躍人材育成事業活用による入会促進及び就業開拓、各種技能講習会による会員の資質向上のほか発注者のニーズを把握し、一層の入会促進と就業開拓に結び付けることにより会員の増加、就業先の確保に努めてまいります。

また、平成27年度に策定した中長期計画が今年度で終了することから新たな中長期計画を検討するとともに、センターでは引き続き、安全・適性就業、法令遵守に留意しながら、会員、役職員一丸となって、これまで以上の創意・工夫を重ね、「自主、自立、協働、共助」の基本理念の基、平成31年度事業計画を次のように取り組んで参ります。

I. 基本方針

1. 中期計画に沿った事業の推進（会員確保、就業機会確保の推進）
2. 安全・適正就業の推進
3. 高齢者活用・現役世代サポート事業の推進
4. 研修・講習の開催
5. 健全な財政運営
6. 互助会への協力

II. 実施計画

1. 中期計画に沿った事業の推進

中期計画に基づき、シルバー人材センターの将来にわたり継続可能なあり方について、あらゆる手段を講じて機能強化を図ります。

- (1) 会員による「一人、ひと声」の口コミ運動による会員紹介を展開し、一層の「会員確保」を図る。
- (2) 空き家・空き地管理事業、ワンコインサービス事業等を展開し環境整備、人にやさしく住みよい街づくりに貢献する。
- (3) 会報及び町広報誌による事業内容の広報のほか、ホームページによる就業情報等、様々な情報をタイムリーに町民に発信する。
- (4) 社会奉仕活動、イベント等を通じて地域へのアピール
- (5) シルバー人材センター設立30周年記念事業に向けての実行委員会の設置及び事業計画推進

2. 安全就業の徹底と適正就業の推進

安全就業は会員にとって重要な課題であり、事故防止あるいは安全に対する意識高揚を図ることで全会員が一致して安全就業・健康管理及び交通安全確保に努めるとともに、ルールを守らない会員には注意警告を行う。

適正就業ガイドラインにより発注者及び会員に適正就業の周知を図り、法令遵守にそった就業により、会員が安心して働ける環境を整える。

- (1) 職群班研修等にて事故発生、事故防止策などの周知徹底
- (2) 就業現場のパトロール強化
- (3) 「臨、短、軽」の就業形態のコンプライアンスを徹底する
- (4) シルバー連合会と連携し、労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進

3. 高齢者活用・現役世代サポート事業の推進

事業所、一般家庭等へシルバー派遣並びに請負による就業を促進するため、事業所訪問及び派遣就業会員の確保に努め、就業延人員の目標数値を達成する。

4. 研修・講習の充実

- (1) 中期計画に基づき、職群の研修・講習を実施し知識、技能の向上を図り、後継者確保、就業機会の確保等に努める。
- (2) 高齢者活躍人材育成事業により会員を確保し、人手不足分野の就業を確保する。

5. 健全な財政運営

運営の合理化による経費の削減を図るとともに、事業費補助金の有効活用を図る。

6. 互助会への協力

会員互助会による会員相互の親睦と連帯意識の高揚のため、自主的な福利厚生の実施に協力する。